

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 <b>日本共産党</b>				
年 月 日	2020年6月18日			
年会費名	国土問題研究会2020年度会費			
相手方	国土問題研究会			
年会費支払目的	県土の安全で住みよい地域づくりのため、科学者の知見、調査・実践から学ぶとともに、情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 安全で住みよい地域・国土づくりのための調査・研究を現場主義ですすめ、科学者の知見から方向を示す取り組みをすすめている。なかでも、自然災害に対する現地調査、分析、提言に対する高い評価を得ている</p> <p>◆本会の活動頻度 月1回発行の「国土研ニュース」、同機関誌「国土問題」(年1回以上随時発行)の活用。現地調査、テーマ別研究会の開催等</p> <p>◆参加者の状況 研究者、学生、地方議員など 研究者の知見に学び、本県における自然災害や公害への対応と説明をすすめ、議会質問等に活かしている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	20000 円	国土問題研究会2020年度年間会費	16
	合計	20000 円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：国土問題研究会とは(設立趣旨)、国土研機関誌「国土問題」表紙			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 「国土問題研究会」とは

## (略称:国土研)

現在、災害・公害等、われわれの住む国土のいたるところで環境破壊が激化し、それは、われわれの日常の仕事や暮しの基盤をも脅かしています。

地震・火山噴火・異常気象などの自然現象を誘因とする災害においても、ダム・道路・発電所・コンビナート等の建設、土地造成や埋立工事、地下資源の利用などの人為的な要因によって被害が拡大することが多くあります。

このような災害として震災・水害・地すべり・崖崩れ・地盤沈下・海岸浸食・落盤などが挙げられます。そのため、その犠牲になる住民と、災害発生や災害救済の責任者である民間企業、地方自治体や国との間で多くのトラブルが引き起こされています。

国土問題研究会は、従来の科学技術が「公共」という名目で開発を進める側にだけ奉仕させられ、ともすれば開発の犠牲となる地域住民のために活用されなかったことに対する反省にたつて、昭和34年の死者5000名を出した伊勢湾台風を契機として全国的に広がってきた被災者救済と災害予防運動からの要望もあって、昭和37年に設立された組織です。

設立にあたっては、元国民経済研究協会常務理事・故佐藤武夫、元参議院議員・元民主団体災害対策会議常任幹事・故兼岩伝一らの尽力がありました。

国土問題研究会のめざすところは、科学技術者の社会的責任を自覚し、住民のための安全で住み良い地域づくり・国土づくりやそのための科学技術がどうあるべきかを調査研究のなかで具体的かつ実践的に明らかにしていくことにあります。

われわれ国土問題研究会のメンバーは、各々の専門領域でのより深い科学的な研究を基礎としながら広い分野の科学者・技術者・自治体労働者等を結集して、住民の立場に立って、問題の起こっている現地に出かけ、住民とともに進める総合的調査研究の実践が是非必要であると考えます。

われわれは、このような「住民主義」「現地主義」「総合主義」の調査「三原則」を基に、従来の「専門分担型」の調査研究から、「総合討論型」の民主的調査研究の方向を指向し、さらに将来への科学的展望を含めて調査研究を進めております。

本会は、このような趣旨のもとに

1. 環境(砂利採取・下水道・し尿処理・宅造・埋立・団地・ニュータウン)
2. 公害(大気・水質汚染・発電所・ゴミ問題・騒音・振動)
3. 都市問題(流通センター・再開発・都市計画・爆発)
4. 建築(マンション・ビル・欠陥建物)
5. 地域開発(観光・町づくり・町並み保存・学校・リゾート・ゴルフ場問題)
6. 道路交通問題
7. 地盤・斜面災害(造成地不等沈下・陥没・地沁り・崩壊・土石流)
8. 地震・火山・その他の災害
9. 治水(水害・河川改修)
10. ダム問題(ダム災害・堆砂・ダムアセスメント)
11. 利水(上水道・水資源)
12. 農林水産問題
13. 海外の国土問題

などの、国土に関する諸問題を取り扱い、それらの問題の解決に少しでも寄与しようと、活動しています。

こくどけん機関誌

---

KOKUDO-MONDAI

国土問題 82

---

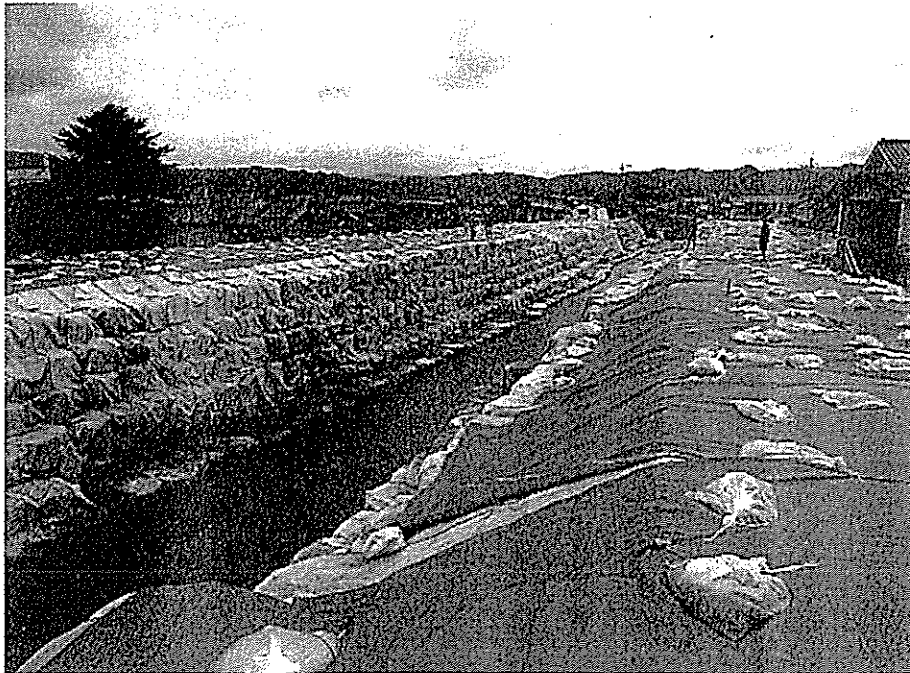
2020.3.

西日本豪雨

(2019年6月15日国土問題研究会報告会講演から3題)

南山城メガソーラー計画に見る

大規模太陽光発電施設の問題点



国土問題研究会

JAPAN INSTITUTE OF LAND AND ENVIRONMENTAL STUDIES

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 日本共産党				
年 月 日	2020年7月8日			
年会費名	2020年度北方領土返還要求運動奈良県民会議年会費1口分			
相手方	北方領土返還要求運動奈良県民会議			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問等に役立てる			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県内の北方領土返還要求運動をおこなう諸団体、個人とともに、情勢を学び、学習をし、国に対して積極的な交渉をすすめるよう求める。日本固有の領土である全千島の返還を求める。</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回の県民大会、講演会の記念講演などにより情勢や出来事などを学ぶ</p> <p>◆参加者の状況 県民</p> <p>総会、学習会に参加し、議会質問等に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	2020年年会費(1口分)	24
		合計 5000円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：北方領土返還要求運動奈良県民会議規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 北方領土返還要求運動奈良県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、北方領土返還要求運動奈良県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2条 県民会議は、我が国固有の領土である北方領土の返還促進について、県民意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還を促進するための啓発活動
- (2) 北方領土返還要求運動に関する情報及び資料の収集及び提供
- (3) 県民大会並びに講演会及び研修会の開催
- (4) その他の県民会議の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 県民会議は、第2条の目的に賛同する団体、企業又は個人で理事会の承認を得たもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会費)

第5条 会員は、毎年度1口5,000円以上の会費を納入する。

(役員)

第6条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名（会長及び副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において、選任する。

(職務)

第7条 会長は、県民会議を総理し、県民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その都度、会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、会務について審議する。

4 監事は、会務について監査し、総会及び理事会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(会議)

第9条 県民会議の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(議決事項)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任
- (5) その他の県民会議の運営に関する事項

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から付託された事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第11条 総会の議長は、総会において選出する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の開催)

第13条 通常総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。

(経費)

第14条 県民会議の経費は、会費、補助金及び寄付金等をもって充てる。ただし、寄付金については、理事会の議決を経て受領する。

(会計年度)

第15条 県民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 県民会議の事務を処理するため、奈良県総務部知事公室広報広聴課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

(顧問)

第17条 県民会議に顧問を置くことができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1 この規約は、昭和60年2月7日から施行する。

2 県民会議の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、県民会議設立の日から昭和60年3月31日までとする。

3 県民会議の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、昭和62年度総会の日までとする。

附 則

この規約は、昭和60年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月2日から施行する

政務活動記録簿 (年会費負担)				
			会派・議員名	日本共産党
年 月 日	2020年12月03日			
年会費名	奈良県社会保障推進協議会2020年度年間会費			
相手方	奈良県社会保障推進協議会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てる			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 医療、介護、福祉、年金、生活保護など社会保障制度全般を推進することを目的に、趣旨に賛同する団体、個人で構成する団体。協議会が公表する実態調査結果や政策提起を、議会質問に生かす。</p> <p>◆本会の活動頻度 社会保障制度のあり方、実態等に関する講座、学習会（年2回程度）を開催し、参加している。機関誌を随時発行し、法令や資料を掲載するのを活用している。県議団は奈良県の社会保障諸指標、実態について随時、資料提供することがある。</p> <p>◆参加者の状況 医療機関、福祉諸団体を構成する人、諸福祉制度の権利者、地方議員らが参加 講座、学習会に参加し、質問等議員活動に役立てている</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	4000円	団体・年会費1口2000円の2口分	64
	合計 4000円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：奈良県社会保障推進協議会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



# 奈良県社会保障推進協議会規約

## 第1条(名称)

この会は、「奈良県社会保障推進協議会」(略称:奈良県社保協)と称する。

## 第2条(目的と構成)

この会は、医療、介護、福祉、年金、生活保護など社会保障制度全般を推進すること、ならびに奈良県民の生活と健康を守る諸活動を推進することを目的とし、この会の趣旨に賛同する団体・個人で構成する。

## 第3条(設立年月日)

この会は、1998年7月18日に設立する。

## 第4条(所在地)

この会の所在地は、橿原市八木町1-8-15 ヤマト一八木店4階 奈良民医連内とする。

## 第5条(運動ならびに事業)

この会は、会の目的を達成するために、次の運動ならびに事業を行う。

- 1、人間らしく生きるために、権利としての社会保障を守り拡充させる運動に取り組む。
- 2、前項を達成するために、他団体ならびに研究者や法律家などの専門家との連携、共同を進める。
- 3、日本の社会保障制度および奈良県における社会保障の実態調査等を行う。
- 4、機関紙の発行、情報の提供、学習会・研修会の開催などに取り組む。
- 5、その他、必要な運動ならびに事業に取り組む。

## 第6条(入会および退会)

- 1、この会の趣旨に賛同する団体および個人が年会費を添えて入会を申し込み、常任幹事会が承認したものを会員とする。
- 2、加盟団体および個人は、申し出により退会することができる。

## 第7条(運営)

### 1、総会

総会は、この会の最高決議機関として年1回開催する。また、必要な場合は臨時総会を開催できる。総会は会長が招集する。

総会の決議事項は、活動方針、予算・決算、役員選出、規約の改廃、その他必要な事項とする。

### 2、常任幹事会

常任幹事会はこの会の執行機関として総会で決定した方針に基づき、日常活動を具体化する。常任幹事会は隔月に1回の開催とする。常任幹事会は必要に応じて専門部を設けることができる。

### 3、事務局会議

常任幹事会のもとに事務局会議を隔月に1回開催し、常任幹事会の準備等を行う。

## 第8条(役員と任期)

1、この会には次の役員をおく。

- ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・事務局長 1名 ・事務局次長 若干名
- ・会計 1名 ・常任幹事 若干名 ・会計監査 2名

2、役員任期は1年とし、総会で選出する。ただし、再選を妨げない。

## 第9条(顧問)

- 1、総会の議を経て、顧問をおくことができる。
- 2、顧問は、この会に対し助言を行うことができる。

第 10 条(財政)

- 1、この会の財政は会員による会費、その他雑収入でまかなう。
- 2、会費は、団体が年額・1 口 2000 円、個人が年額・1 口 1000 円とし、加盟団体・個人は 1 口以上を毎年度納入する。
- 3、この会の会計年度は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。
- 4、会計監査は年度末監査を行い、総会に報告する。

第 11 条(附則)

- 1、この規約にない事項については、総会または常任幹事会で協議し決定する。
- 2、この規約は、1998 年 7 月 18 日から発効する。

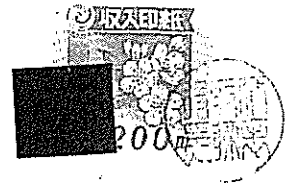
政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 **日本共産党**

年月日	2020年6月10日他				
表題	日本共産党奈良県会議員団ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	随時、議会報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	県議4人で構成する日本共産党奈良県会議員団の政務調査活動と議会論戦およびその成果(会派発行「県議会報告」、議員の県政・議会報告の掲載を含む)を知らせ、意見・要望等を求めることに特化。すべて政務調査。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派「日本共産党奈良県議会だより」の掲載による広報</li> <li>・各議員が発行する「奈良県議会報告」を掲載し、広報。読者(県民)の意見、要望を聞く</li> <li>・主な議会質問の紹介と意見・感想を聞く</li> <li>・議員のプロフィール等の紹介</li> <li>・活動日誌/議会報告/政策(議会質問等)/クローズアップ/発行物・印刷物</li> </ul>				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ブログサーバー代2020年度	関西共同印刷所	44000円	管理費用	14
		※ 100%充当 合計 44000円			
備考	ホームページアドレス： <a href="http://narakengi.jcp-web.net/">http://narakengi.jcp-web.net/</a> 添付資料：ホームページ制作・保守契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

# ホスティングサーバ保守契約書



日本共産党奈良県会議員団（以下「甲」）と株式会社関西共同印刷所（以下「乙」）は、甲がWebサイト（URL=http://narakengi.jcp-web.net/以下「サイト」）を公開するホスティングサーバ（以下「サーバ」）の保守業務について、下記の契約（以下「本契約」）を締結し、それを証するため本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各自1通ずつ所持するものとする。

## 第1条（目的）

甲は、本契約に記載する諸条件をもってサーバの保守業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（保守内容）

### 1. 乙はサイトおよびサーバについて以下の保守を行う

- (1) 乙が制作し納品したサイトに関する不具合や疑問点などについての、甲による問合せへの対応。
- (2) 上記(1)の内容によっては、乙は別途見積を立て、甲の承認を得て対応する。
- (3) サーバ会社からの通知の受信代行、および重要な通知と影響軽微な通知との選別。
- (4) 上記(3)の内容によっては、乙は別途見積を立て、甲の承認を得て対応する。

2. インターネット・閲覧端末・周辺機器等など周辺環境の制約や変化など、乙の責によらない事情に伴う不具合・障害等について、乙はその責を負わないものとする。

## 第3条（契約の期間と料金）

契約の期間は2009年4月30日～2010年4月29日とし、その契約期間についての料金は年額40,000円（税別）とする。契約期限の30日前までに甲もしくは乙から解約の申し出がない場合は、本契約を自動的に1年間延長するものとする。

2009年4月30日

(甲)

日本共産党奈良県会議員団  
630 奈良市登大路町奈良県議会内  
☎ 0742 (27) 5291 直通  
FAX 0742 (27) 1492

山村 幸穂

(乙)

大阪市北区大淀中3丁目15番5号  
株式会社関西共同印刷所  
代表取締役 竹村 知洋

